

平成 21 年 8 月 27 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

理事長 高杉 豊 様

大阪府地方独立行政法人評価委員会

委員長 奥林 康司

地方独立行政法人大阪府立病院機構の平成 20 事業年度の
業務実績に関する評価結果について（通知）

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 事業年度に係る業務の実績について、別添のとおり評価しましたので、同法第 28 条第 3 項の規定により通知します。

平成 21 年 8 月 27 日

大阪府知事 橋下 徹 様

大阪府地方独立行政法人評価委員会
委員長 奥林 康司

地方独立行政法人大阪府立病院機構の平成 20 事業年度の
業務実績に関する評価結果について（報告）

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、
地方独立行政法人大阪府立病院機構の平成 20 事業年度に係る業務の実績について、
別添のとおり評価しましたので、同法第 28 条第 4 項の規定により報告します。

地方独立行政法人大阪府立病院機構
平成 20 事業年度の業務実績に関する評価結果

平成 21 年 8 月

大阪府地方独立行政法人評価委員会

目 次

1	地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方	1 ページ
2	全体評価	2 ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	< 全体評価にあたって考慮した事項 >	
	地方独立行政法人大阪府立病院機構の基本的な目標	
	平成 20 年度における重点的な取組み	
	特筆すべき取組み	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3	大項目評価	
3 - 1	「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価	5 ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	< 大項目評価にあたって考慮した事項 >	
	特筆すべき小項目評価	
	その他考慮すべき事項	
	昨年度 と評価した項目の状況	
	< 小項目評価の集計結果 >	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3 - 2	「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価	8 ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	< 大項目評価にあたって考慮した事項 >	
	特筆すべき小項目評価	
	その他考慮すべき事項	
	昨年度 と評価した項目の状況	
	< 小項目評価の集計結果 >	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3 - 3	財務内容の改善に関する事項	10 ページ
	(1) 進捗状況の確認結果	
	< 進捗状況確認の参考事項 >	
	(2) 進捗状況の確認にあたっての意見、指摘等	

1 地方独立行政法人大阪府立病院機構の年度評価の考え方

本評価委員会においては、平成 18 年 4 月 1 日に設立された地方独立行政法人大阪府立病院機構について、平成 19 年 2 月 14 日に策定した「地方独立行政法人大阪府立病院機構にかかる年度評価の考え方について」に基づき、次のとおり平成 20 事業年度の業務の実績に関する評価を行った。

（評価の基本方針）

年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点を明らかにすることにより、組織の効率化や医療サービスの向上等、法人運営の質的向上や病院改革の推進に資することとする。また、府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示し、法人運営の透明性を高めることとする。

（評価の方法）

評価は「項目別評価」と「全体評価」を行う。「項目別評価」では、法人による自己評価をもとに、業務実績に関する事実確認、法人からのヒアリング等を通じて、年度計画に照らして進捗状況を確認するとともに、法人の自己評価の妥当性の検証と評価を行う。また、「全体評価」では、「項目別評価」の結果等を踏まえつつ、中期計画等の進捗状況について総合的な評価を行う。

なお、特に、法人化を契機とした病院改革の取組み、例えば、自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、病院運営の透明性の向上、5 病院の連携等については、積極的に評価する。

なお、平成 20 事業年度の評価にあたっては、平成 22 年度で中期目標期間が終了することとなるため、不良債務解消に向けた財務内容の改善をはじめとした進捗状況を確認するとともに、昨年度の評価で議論や指摘をした点の改善状況等の視点も考慮し、評価作業を行った。

2 全体評価

(1) 評価結果と判断理由

平成 20 事業年度の業務実績に関する評価については、5 ページ以降に示すように、「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」及び「業務運営の改善及び効率化」の 2 つの大項目評価について、A 評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断し、財務内容の改善についても、不良債務の解消が、中期計画に対して「計画どおり進捗している」ことを確認した。

特に、以下のような取組みを評価した。

大阪府の医療施策の実施機関として必要な対応を行い、着実に実績を伸ばすとともに、各病院で診療機能の充実や患者サービスの向上に取り組んだ。急性期・総合医療センターにおいては、診療実績を大幅に伸ばすとともに、単年度収支を黒字に転換した。

医業収益の増収に取り組むとともに、材料費等の費用を抑制して、15.5 億円の資金収支黒字を実現し、財務内容の改善を図った。

以上の大項目評価等の結果に加え、大阪府立病院機構の基本的な目標、平成 20 年度の重点的な取組み等を総合的に考慮し、平成 20 事業年度の業務実績については、「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している」とした。

なお、法人の取組みをふまえて、本評価委員会として、次の意見を付記する。

「法人化後、自律性、機動性を発揮して、経営効率の改善に取り組んでいる。5 病院統合による経費節減の効果が当初に比べて小さくなる中で、平成 20 年度は、新入院患者の確保や診療単価の向上等による収入増を図り、資金収支を大幅に改善したことは評価できる。今後、より経営効率を高めながら、不良債務の解消に向け継続的に取り組むことを期待したい。」

府民に提供するサービスその他の業務の質の向上 (5 ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり
業務運営の改善及び効率化 (8 ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり
財務内容の改善 (10 ページ)	計画どおり進捗している。				

法人の基本的な目標、平成 20 年度の重点的な取組み等を総合的に考慮して・・・

< 全体評価の評価結果 >
「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している」

(参考) 18 年度評価及び 19 年度評価：全体として年度計画及び中期計画のとおりに進捗している
 (19 年度：診療機能の充実や患者サービスの向上等、医療面の取組みは着実に進められている。厳しい医療経営環境の中での法人の取組みは評価できるが、さらなる経営の改善が必要である。)

<全体評価にあたって考慮した事項>

地方独立行政法人大阪府立病院機構の基本的な目標

法人の基本的な目標について、次のとおり確認した。

- ・ 大阪府立病院機構は、府域全域を対象とした高度専門医療を提供するとともに、地域医療との連携、人材養成、臨床研究等、府域の医療水準の向上に貢献する。また、患者・府民の目線に立って、各病院が創意工夫を凝らし、きめ細かく、より満足度の高い医療サービスの提供に努める。さらに、将来にわたり、高度専門医療の提供等、府民の期待に応えられるよう、経営改善のための取組みを重点的に進め、中期目標期間中に不良債務を解消し、経営基盤の安定化を図ることを目指す。

平成 20 年度における重点的な取組み

平成 20 年度においては、次のような事項に重点的に取り組んだことを確認するとともに、小項目評価のウェイト付けとの整合性を確認した。

- ・ 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上については、大阪府の関係課と連携しながら府の医療施策の実施機関として必要な対応を行い、着実に実績を伸ばすとともに、急性期・総合医療センターにおける小児医療センターの開設をはじめ、各病院で診療機能の充実や患者サービスの向上に取り組んだ。
- ・ 業務運営の改善及び効率化については、臨床研修プログラムの充実による医師の確保や選考要件、方法の見直しによる看護師の確保に努めるとともに、医事部門強化のためプロパー職員を計画的に採用するなど、人材の確保、育成に取り組んだ。
- ・ 財務の改善については、患者数の確保や診療単価の向上により収入の確保を図るとともに、一層のアウトソーシングの推進や効率的・効果的な契約手法の選択により経費節減に努めた。

特筆すべき取組み

5 ページに記載のとおり、「紹介率の向上」、成人病センターにおける「臨床腫瘍科及び外来化学療法室の拡充」、母子保健総合医療センターにおける「心のケア充実、在宅医療の推進」と「手術件数の増加」、「急性期・総合医療センターの医療施策の実施機関としての役割」について、目標を大きく上回る成果を上げたことは大いに評価できる。

なお、これらのほか、以下のような特筆すべき取組みを確認した。

- ・ 急性期・総合医療センターと成人病センターにおいて、ほぼすべての抗がん剤のミキシング（薬剤の調製、調剤）を薬剤師が行う体制を整えるなど、医薬品等の安全確保に取り組んだ。
- ・ SPD（医薬品や診療材料の調達、在庫管理等の一括委託）の価格交渉により約 4.7 億円、呼吸器・アレルギー医療センターや母子保健総合医療センターにおける契約手法の改善等により約 4 千万円の費用を節減した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

平成 20 年度については、不良債務の解消に向かって計画どおりに実績を上げた。今後も、さらなる経営効率の改善に努めるなど継続的な取組みに期待したい。

全体的な実績を見ると大変成果を上げていると思うが、実績が目標を下回っている項目については、無理な目標を立てているのではないかと考えられるので、目標の立て方を検討する必要がある。

3 - 1 「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。

成人病センターにおける臨床腫瘍科及び外来化学療法室の拡充、母子保健総合医療センターにおける心のケア充実・在宅医療の推進、手術件数の増加、紹介率の向上、急性期・総合医療センターの医療施策の実施機関としての役割の 5 項目について、目標以上の成果を上げているほか、中期計画を着実に進捗していることから、大項目評価としては、A 評価（「計画どおり進捗」している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	------------------	--------------------

（参考）18年度評価：A、19年度評価：A

（19年度：大阪府の医療施策の実施機関として担うべき医療を着実に実施し、診療機能の充実を図りながら、患者サービスの向上に取り組んだ。）

<大項目評価にあたって考慮した事項>

特筆すべき小項目評価

小項目評価が（計画を上回って実施）の項目は次のとおりであった。（（ ）は小項目評価の番号、【 】は小項目評価の結果及びウエイト付け）

(9) 成人病センターにおける臨床腫瘍科及び外来化学療法室の拡充【 】

臨床腫瘍科における各診療科との横断的なチーム医療への取組み、外来化学療法室での抗がん剤治療の外来へのシフトの推進により、数値目標を達成していること、特に臨床腫瘍科の新入院患者数が、前年度実績や目標を大きく上回っていることを評価した。

(13) 母子保健総合医療センターにおける心のケア充実、在宅医療の推進【 ・ウエイト2】

在宅酸素療法の開始と終了に関する案内、業者によるポンプレタル（在宅中心静脈栄養及び在宅成分栄養）の開始と終了の取次ぎ等、在宅医療をサポートする取組みを新たに実施したこと、在宅療養指導管理料算定実患者数について、目標を大きく上回る実績を上げたことを評価した。

(20) 紹介率の向上【 】

4 病院において、紹介率・逆紹介率の目標を達成したこと、特に急性期・総合医療センターと成人病センターにおいては、目標を大きく上回っていることを評価した。

(25) 急性期・総合医療センターの医療施策の実施機関としての役割【 ・ウエイト2】

目標値を設定している、三次救急新入院患者数、SCU 新入院患者数、CCU 新入院患者数の 3 項目すべてで目標を達成していること、がん治療患者数、障がい者外来患者数、障がい者歯科外来患者数が前年度実績を大きく上回っていること等を評価した。

(41・41 ・42) 母子保健総合医療センターにおける手術件数の増加【 】

手術件数が目標を大きく上回る実績を上げていることを評価した。

その他考慮すべき事項

(19) 病床利用率の向上【 】

目標を達成した病院はないが、前年度実績と比較すると1病院で向上、4病院で微減しており、全体としては前年度と同水準と考えられることから、自己評価どおりが妥当であると判断した。収益は確かに病床利用率にも連動するが、昨年度も指摘したとおり、(入院)収益については、診療単価や平均在院日数、入退院患者数等も合わせて考慮すべきである。

また、不良債務解消を前提に目標が高く設定されているが、20年度の収支は大幅に改善していることから、次期計画においては、病床利用率の目標設定を見直すべきである。

(26) 呼吸器・アレルギー医療センターの医療施策の実施機関としての役割

【 ・ウェイト2】

前年度実績に比べて減少している数値が多いものの、病院個別の特殊性も影響していると思われる。医療施策の実施機関としての役割は果たしていると考えられることから、自己評価どおりが妥当であると判断した。呼吸器疾患の専門医の数は限られており、ニーズは大きいと思われる。今後の呼吸器・アレルギー医療センターの進むべき方向を大阪府及び法人で検討し、その位置付けを明確にすべきである。

なお、暫定的に7対1看護体制を導入するなど経営改善に取り組んでいること、本年秋頃には、法人として病院のあり方や方向性を出していくことを確認した。

(52) 医薬品等の安全確保【 】

急性期・総合医療センターと成人病センターにおいて、ほぼすべての抗がん剤のミキシングを薬剤師が行う体制を整えたことは、全国的に他の病院を見ても十分できていないことなので、医療安全の面から評価できる。薬剤師による抗がん剤のミキシングと服薬指導は、一般的にトレードオフの関係にあるが、前年度に比べ服薬指導件数を増加させつつ、こうした実績を上げたことを確認した。

(61) 医療倫理の確立等(業務執行におけるコンプライアンス)【 】

厚生労働省の科学研究費補助金について、過去の不適正会計が発覚し、平成21年5月に法人として関係者を処分している。科学研究費補助金は、医師個人が契約に基づき受けているもので、法人や病院の会計とは直接関係ないが、研修の実施や関係者への周知徹底等、再発防止に努めていることを確認したことから、自己評価どおりが妥当であると判断した。

昨年度 と評価した項目の状況

(7) 精神医療センターの建替えによる再編整備

本再編整備事業は平成19年度に入札不成立となったが、平成21年2月に再度入札公告を実施し、手続きを着実に進めていることを確認した。

(61) 医療倫理の確立等(業務執行におけるコンプライアンス)

汚泥等産業廃棄物の処理については適正に行うとともに、平成20年12月にコンプライアンスに関する職員からの相談を受け付けるコンプライアンス相談窓口を設置し、内容に応じて顧問弁護士にも相談できる制度を設けたことを確認した。

<小項目評価の集計結果>

72項目すべてが小項目評価の または に該当しており、ウェイトを考慮しても、 ~ の項目の割合は 86 / 86 となることから、小項目評価の集計では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象項目数	ウェイトを考慮した項目数	計画を大幅に下回っている	計画を十分に実施できていない	計画を順調に実施している	計画を上回って実施している	計画を大幅に上回って実施している
高度専門医療の提供・医療水準の向上	37	50	0	0	44	6	0
患者・府民サービスの一層の向上	12	13	0	0	12	1	0
より安心して信頼できる質の高い医療の提供	16	16	0	0	16	0	0
府域の医療水準の向上への貢献	7	7	0	0	7	0	0
合計	72	86	0	0	79	7	0
					86		

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

府立 5 病院は、それぞれ専門特化しており、病院独自の取組みも必要であるが、医師の確保は、病院機構全体として取り組むべき課題である。5 病院が一体となって、有機的に人材を確保できれば、統合して法人化した意義も大きいと思うので、こうした取組みを次期中期計画に盛り込んで欲しい。

病院機構全体で 100 名以上のレジデントを受け入れている中で、研修終了後も病院機構に定着してもらえるよう前向きに取り組むとともに、具体的な方策についても検討して欲しい。

病院機構に就職する府立大学看護学部の卒業生が 2 割程度というのは少ないと思う。看護師の確保について、府立大学との連携方策を検討すべきである。

病床利用率の目標について、中期目標期間途中での目標変更が困難であれば、次期計画では、目標設定の考え方の見直しを検討すべきである。

呼吸器・アレルギー医療センターにおける職員の対応について、受診した患者からは、他の病院に比べて厳しい声が聞こえてくるので、数値だけでなく、患者の素肌感覚といった視点からも対応の見直しを行って欲しい。

患者満足度調査については、病院ごとに評価されている点、改善点を分析し、引続きサービス向上に活かして欲しい。

待ち時間について、病院ごとに診療、投薬、会計の待ち時間の合計の平均が報告されているが、合算すると分かりにくいので、5 病院で測定方法を統一した上で、段階ごとにデータを示すなど、資料の改善をお願いしたい。

コンプライアンスの取組みには終わりも特効薬もない。常に意識して警鐘を鳴らし続けることが重要であり、強化につながると思う。

科学研究費補助金について、病院機構としても研究の必要が認められるのであれば、医師に対する事務的な支援をさらに行う必要がある。

3 - 2 「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。

収入確保の目標は達成していないものの、医業収益の増加や経費節減の取組みを着実に進めており、大項目評価としては、A 評価（「計画どおり進捗」している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	------------------	--------------------

(参考) 18年度評価：A 19年度評価：A

(19年度：法人としての自律性や機動性を活かし、民間手法の導入による効率的な病院改修工事を実施するなど、業務運営の改善と効率化を図った。)

<大項目評価にあたって考慮した事項>

特筆すべき小項目評価

特記事項なし。

その他考慮すべき事項

(89) 収入確保【 ・ウェイト 2】

医業収益は前年度実績を大きく上回っているが目標には達していない。但し、退職給与金の減少により支出が前年度とほぼ同水準となったため、収支は前年度に比べて約 10 億円改善した。これらを総合的に考慮し、自己評価どおり と評価する。

なお、呼吸器・アレルギー医療センターについては、抜本的な経営改善を図るため、コンサルタントを導入。平成 21 年度は 7 対 1 看護体制の暫定導入や診療報酬請求業務の改善等による収入増を見込んでいることを確認した。

昨年度 と評価した項目の状況

(79) 精神医療センターの建替えによる再編整備

本再編整備事業は平成 19 年度に入札不成立となったが、平成 21 年 2 月に再度入札公告を実施し、手続きを着実に進めていることを確認した。

<小項目評価の集計結果>

27 項目のすべてが小項目評価の であり、ウェイトを考慮しても、 ~ の項目の割合は 30 / 30 となることから、小項目評価の集計では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象項目数	ウェイトを考慮した項目数	計画を大幅に下回っている	計画を十分に実施できていない	計画を順調に実施している	計画を上回って実施している	計画を大幅に上回って実施している
運営管理体制の確立	1	1	0	0	1	0	0
効率的・効果的な業務運営	26	29	0	0	29	0	0
合計	27	30	0	0	30	0	0
					30		

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

急性期・総合医療センターにおいては、法人化以降初めて単年度収支が黒字に転換した。これまでの新入院患者の確保や診療単価の向上の取組み等の努力が実り、診療実績の伸びが財務の改善にも貢献したことは評価できる。

経費節減については、診療材料の購入を工夫すること等で、これまで効果を上げてきた。この部分は比較的效果が現れやすいが、近い将来、頭打ちになると考えられる。非常に難しいとは思いますが、今後、新たな経費抑制方策も検討して欲しい。

3 - 3 財務内容の改善に関する事項

(1) 進捗状況の確認結果

平成 20 年度の決算状況（資金収支ベース）は、15.5 億円の黒字となった。年度計画に掲げた収支目標である 18.4 億円には達しなかったが、不良債務は、法人設立時の 65.7 億円から 31.0 億円となり、中期目標期間中（平成 22 年度まで）の不良債務解消という目標に向けては、「計画どおり進捗している」ことを確認した。

決算状況（資金収支ベース）				
	（単位：億円）			
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入	596.5	610.6	629.1	638.6
（うち医業収益）	(430.9)	(434.2)	(453.0)	(473.7)
支出	600.7	597.6	622.8	623.1
（うち医業費用）	(547.3)	(530.6)	(561.1)	(567.2)
資金収支差	4.2	13.0	6.3	15.5
累積資金収支	65.7	52.7	46.5	31.0
年度計画における目標				
	（単位：億円）			
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
資金収支差	-	11.1	13.4	18.4
< 参考 > 中期計画作成時における試算				
	（単位：億円）			
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
資金収支差	-	11.1	9.4	16.0

（参考）18年度：計画どおりの進捗を確認

19年度：おおむね計画どおりの進捗を確認

（19年度：中期目標期間内に不良債務を解消するための具体的な方策や取組みを明確にする必要がある。）

< 進捗状況確認の参考事項 >

大阪府の財政再建プログラム案により、運営費負担金が 2.6 億円、増改築及び資産購入（医療機器等）に係る病院事業費貸付金が 2.25 億円削減される中、更なる経営努力に取り組んだ。急性期・総合医療センターでの地域医療支援病院の承認、母子保健総合医療センターでの小児入院管理料算定病棟の拡大等、各病院における診療単価の向上の取組みや新入院患者の確保等により、医業収益は前年度と比較して、20.7 億円上回る 473.7 億円となった。

一方、医業費用については、退職金カットや事務職員に対する給与カット、前年度に引続き、同種同効品の集約等、材料費の縮減等に取り組んだが、急性期・総合医療センターにおける給食業務委託による経費の増や成人病センターにおける 7 対 1 看護体制の確立による人件費の増等により、前年度と比較して 6.1 億円上回る 567.2 億円となった。

(2) 進捗状況の確認にあたっての意見、指摘等

収入、支出ともに目標には届いていないが、収支としては前年度に比べて約10億円改善している。不良債務の解消という目標に対して、現時点では、計画どおりと考えられる。

これまでの努力が実って、この結果につながったと思う。最終的には、働いている方たちに還元できるようにすることを考えて欲しい。

今回は、診療報酬の改定が有利に働き増収につながったとのことだが、診療報酬の改定は2年に一度あり、将来の収入の見込みが立てにくい。一方で医師の定員を増やし、医師確保に取り組んでいることから、今後、給与費の増加が見込まれる。現時点では計画どおりと言えるが、収支の予測が立てにくいところは悩ましい。